

2016.11.18 学術会議委員会報告

11月18日、日本学術会議の「安全保障と学術に関する検討委員会第6回」が開かれた。学術会議会館前では市民が軍事研究反対のスタンディングを行った。委員会は10時から12時半まで、多くの傍聴者が見守る中で行われた。詳しい議事録は今後、日本学術会議のHPに掲載される。また当日配布された資料は、今でも見ることができる。(日本学術会議HPの「委員会の活動」を開き、「課題別委員会」の中の「安全保障と学術に関する検討委員会」をクリック、第1回から6回までの全資料をダウンロードできる。)以下、議論の一部を簡単に紹介する。

《安全保障技術推進制度について防衛装備庁による説明と質疑》

会議の前半は防衛装備庁の二人の官僚による説明(資料2)がなされ、学術会議からの質問事項(参考資料2)及び参加者からの質問にそって質疑がなされた。以下、後半の池内報告の後の質疑も含め、幾つかの論点について、質疑を紹介する。詳細はまもなく出される議事録を見ていただきたい。

「採択委員はどのような基準で選ばれるのか、利益相反が疑われるケースがあるがどう考えるか?」には明確な返事はなされなかった。

「基礎研究であれば科研費と区別する必要があるのか?」という質問には、「安全保障環境が厳しくなる中で、政府部内で安全保障にかかわる研究のニーズが高まっており、基礎研究の大部分は科研費だが、その一端を我々も担う必要がある」と回答。「装備化を前提と考えるのか」と問われると「今後10年経って何かの役に立つかもしれないが、具体的な装備化を狙っているわけではない」と回答。このように防衛装備庁の官僚は「基礎研究」であることを強調したが、資料2のp.4(次ページ掲載)には、基礎研究から始まり、試作品を作り、防衛装備品(=武器)を納品するまでの9段階の図が示されている。この図が物語るのは、基礎(1-3段階)とは「武器開発の基礎技術研究」で、普通自然科学でいう「基礎研究」とは全く異質だということである。

さらに「どこかで秘密となる可能性はあるのか。その時研究者は意見が言えるのか。基礎研究をした方の権利はどこまで保証されるのか」という質問には「この(9段階の)図が誤解を生む」と弁解し、「基本的には先生方の成果が特定秘密となることはない」、さらに追求されると「基礎研究で成果が公開されることが大事なので、いかなる場合も特定秘密にはならない」などと答えた。「基本的」という言葉が曲者である。

「いかなる場合もならない」という回答に池内氏は「それは文章上明記されていない。事務処理要綱の文言は検閲制度である。もし今の発言が本当であれば、特定秘密には該当しないと明記すべきである」と追及。他の委員からも同様の発言があり、防衛装備庁官僚は「検討する」と逃げた。

さらに池内氏が、「研究に院生や学生も関わるが、彼らが学内外で研究発表する自由はあるか?」と問うと、「学生らが学内で発表するときは事前の申請は不要だが、学外の学会などで発表する場合は事前に申請しなければならない」と明言した。池内氏は「発表する場合はあらかじめ書面で申請とあり、無審査で通すとは思えない。もしも公開が自由というのであれば、応募要項に『成果の公開は完全に自由である』と明記すべきだ」と発言した。

また今年度応募件数が減ったのに、来年度110億円もの要求をしていることについては「今年は減少したが2年間にわたりスムーズに進んできた」と答弁。それに対して「昨年の国会で本年度の応募状況を踏まえて検討すると言っていたのにこんな増額は信じられない」という池内氏の指摘にもまともに答えられなかった。

またプログラムオフィサーPOの役割についての質問には「POは年数回訪問して進み具合を聞く。先生にこうしてくださいと言うことは一切ない」と答えた。しかし文書には「防衛装備への応用という出口を目指してと書かれている」という指摘に対しては、「先生方の自由な意思を曲げることは一切ない」と繰り返すのみだった。

今回の質疑では、制度の最終目的が武器開発にあることを隠そうとする意図が感じられた。決まる前は本質を隠し、一旦決まったら手のひらを返すようにごり押しするというのがこの間の安倍政権の姿勢である。

防衛装備庁の表面的な甘言を鵜呑みにし、文書の奥に透けて見える本来の意図に気づかないような浅薄な

研究者はいないと思うが、一旦この制度に取り込まれればどうなるかわからないという警戒感や危機感を研究者は持つべきだろう。

《池内報告「防衛省資金の問題点について」》

報告の全文を次ページ以降に収録しているのでお読みいただきたい。それをめぐって小松委員から次の質問が出された。「防衛研究をしたらず戦争の状況に戻るというのは考えにくい。国は国民の生命にも責任がある。池内氏は自衛力は必要ないと思うのか？」

それに対し池内氏は「国を守って人を守らない、そういうことが出てくる状況がある。今、戦争にならないと安閑としていいのか。防衛省はそういう状況に応じて軍事化のための布石を打っている。政府が集団的自衛権を

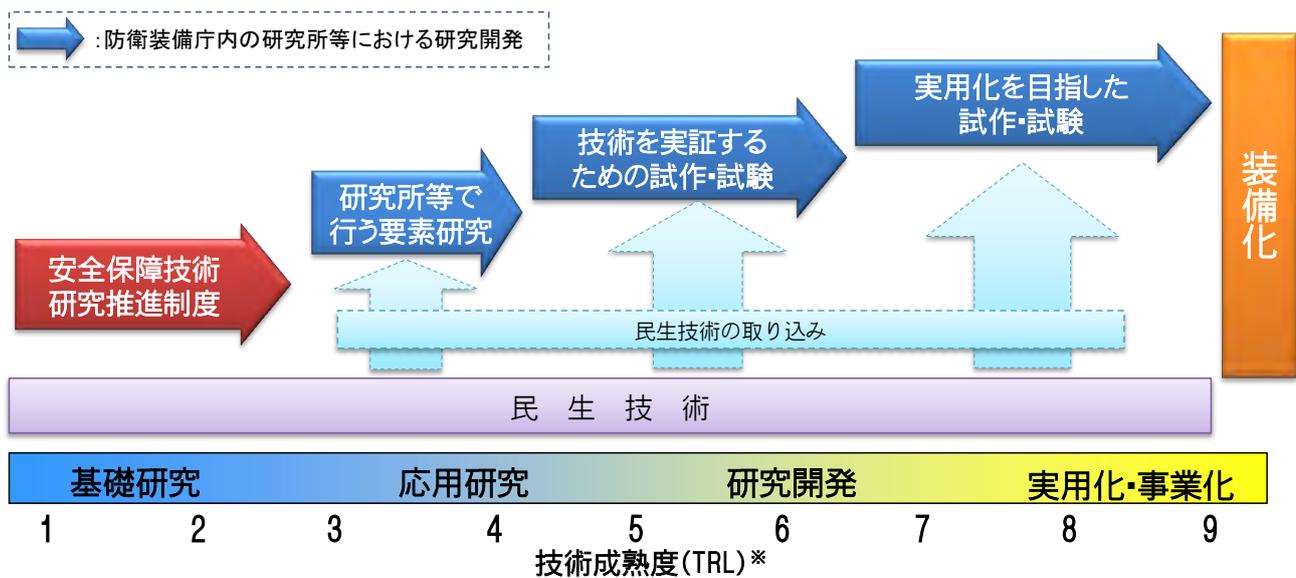
行使すると言っている時に、自衛のためと区別できるのか。武力で安全が保たれるのか。核兵器さえ保有、使用が憲法に反しないという立場に政府が立っている時に、あまりに現実をみない議論ではないだろうか」と指摘された。

小松委員はこの日の委員会に文書で意見を出されている。(参考資料 3「安全保障と学術に関して」)また大西会長が 11 月 28 日の日本経済新聞に「安全保障と学術の協力『自衛目的に限定』など条件研究成果の公開も不可欠」という文章を日本学術会議会長大西隆として寄稿している。今議論中の問題に対して、学術会議会長が持論を展開することの是非も問われるところだが、このような意見の問題点を丁寧に突き出していく議論が求められていると感じた。

防衛省の研究開発における安全保障技術研究推進制度の位置付け

- 安全保障技術研究推進制度は、将来の装備品に適用可能な独創的な基礎技術の発掘・育成が目的
- 研究の成果は、その内容を十分に理解した上で、将来のニーズを踏まえつつ、防衛装備庁における適切な研究事業に活用

防衛装備庁における装備品の研究開発の流れ



※ TRL(Technology Readiness Level) は、当該技術がどのような成熟段階にあるのかをある程度定量的に示す尺度。米国防省やNASAで使用されている。

防衛省資金の問題点について 池内了

現在、日本学術会議会員はかつてのような科学者による直接選挙や学協会からの推薦による選出ではなく、現会員による候補者の推薦によって内閣総理大臣が任命しているが、日本を代表する科学者の団体であることは確かである。日本学術会議から発せられるさまざまな声明・勧告・宣言等は、政府や社会、そしてとりわけ学術界に影響を与えており、この状況は今後も変わらない。特に、現在の日本学術会議法の前文「わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とする」は、創設時の前文がそのまま残されていることに留意し、この精神に則って今回の問題についても慎重な審議を重ね、未来に禍根を残さないよう慎重な配慮をお願いしたい。

なお、以下では、日本学術会議は日本の大学や研究機関(以下、大学等と略す)やそこにおける科学者を代表し、企業の研究機関・研究者までも一般的に代表するわけではないとの立場をとっている

(1) 大学・研究機関で行われる学術研究について

- (a) (学術の原点) 科学者の学術研究の原点とは「誰のための、何のための、学術研究か」の問いに対して抱く精神的覚悟のことであり、それは「普遍的な真実を探求する営みを通じて世界の平和と人類の福祉に貢献すること」であることは論を俟たないだろう。この原点は環境条件の変化や時代の要請に左右されるものではなく、科学者の誰もがこの原点から出発し、それを持ち続けることに矜持を抱いてきたはずである。
- (b) (学術研究の自律性と公開性) 学術の原点を順守する上においては、学術の研究は自由で自律的に行われねばならず、研究成果の発表・公開の完全な自由が保障されねばならない。それを保証するために大学の自治の慣行が確立し、学問の自由が憲法23条に明示されている。また、学術研究の成果は公共財であり、誰もが等しくその成果を享受することができねばならない。
- (c) (科学に携わる者の倫理規範) 科学に携わる者は、慎重の上にも慎重を期して、自分が行っている研究や開発した技術が社会の平和や人間を破壊する方向に用いられないか、常に問いかけ、身を戒め続ける必要がある。それが科学に携わる人間が持つべき基本的倫理規範である。また、研究を進めるにあたって、科学者の誰もが研究資金は自律的な研究活動と自由な発表・公開が保障された学術機関からのものであることを望んでいる。少しでも研究活動への干渉や成果の発表・公開についての阻害が予想される場合には、拒否するという節操心を保持しなければならない。

(2) 防衛省の「安全保障技術研究推進制度」(競争的資金制度)について

- (a) (軍事技術利用の推進が目的) 防衛省のこの制度は、「将来の装備品に繋げていくことを想定」した委託研究制度であり、軍事技術利用推進(つまり軍事研究)を明言し、この目的にかなった成果を求める委託契約であることから、学術の原点と齟齬していることは明らかである。その背景には2013年12月17日に閣議決定された「中期防衛力整備計画について」があり、そこでは「大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術(デュアルユース技術)の積極的な活用を努めるとともに民生分野への防衛技術の展開を図る」と述べられていて、政府と防衛省が一体となって防衛技術の利用拡大を図っていることは明らかである。
- (b) (自律性と齟齬する制限) この制度では「公開の完全な自由」は保証されておらず、「公開」を縛る制限付きであること、防衛装備庁への定期的な報告義務があるとともに「継続的な協力」で一生束縛される義務が生じること、さらに防衛省職員であるPD(プログラムディレクター)の指示の下でPO(プログラムオフィサー)による研究進捗管理が行われることから、自由で自律的な研究環境が保証されていない。これらは防衛省の制度の目的が軍事技術の開発であることから、当然予想される限定条件と言える。これらにはいずれも、自由で自律的な学問研究の精神と相いれない制限が課せられていることは明らかである。
- (c) (防衛省資金という意味) 軍事技術に転用できる基盤技術を抱えているのが大学であるのだが、この資金提供によって、基盤技術の開発提案のみならず、軍事技術開発のための人脈作り、継続的な

協力関係、技術収集や情報提供者としての役割など、大学やその研究者を防衛省の都合のよいパートナーにしていく狙いもある。果たして、防衛省からの資金による軍事研究を擁護する専門職倫理があるだろうか？各大学の広報において「安全保障技術研究推進制度」に採択されたと書くだらうか？当事者が軍学共同を隠したがることこそ、軍事研究は後ろめたい、倫理に外れた行為と認識している証拠であろう。

(3) 防衛省からの委託研究資金を受け入れる研究者の言い訳について

- (a) (3つの言い訳) 研究者は、防衛省資金を得るために、軍事研究を国家の安全のためとか、国から研究費を得ているのだから国の命令には従うべきとか、軍事研究であろうと科学や技術がより発達するのでよいとか、いろいろな理由・口実を述べるが、基本的には次の3つの言い訳に集約できるだろう。それらは、(i) 研究費がないので軍からの金であろうと欲しい、(ii) 自分は核兵器をはじめとする非人道的兵器開発には反対だが、通常手段の防衛のための軍事は許されると思うので、その範囲の軍事研究は構わないのではないか、(iii) すべての科学・技術はデュアルユースで研究現場では軍事・民生の区別はつかないのだから、予め軍事利用だとして禁止できない、というものである。以下(i)については(b)で、(ii)については(c)でコメントし、(iii)については項目(4)としてより詳しく論じる。いずれにしろ、防衛省(軍)からの資金は後ろめたい金という意識がある故に、あれこれの言い訳を口にしてにしていることに注意すべきだろう。
- (b) ((i) 研究費に関わる問題) 科学技術基本計画で打ち出された「選択と集中」という政策によって大学等の研究者の経常研究費はほぼ枯渇し、今や競争的資金を獲得しなければ科学研究を続行することが困難になっている。競争的資金は選択された(限られた)分野や研究者に集中して多くの研究者には配分されず、多数の研究者は研究費不足に喘いでいる状態である。研究費がなければ研究ができず、研究ができねば論文が書けず、ますます競争的資金が獲得できないという悪循環に陥ってしまう。つまり研究という行為そのものが不可能になってしまうのである。私は、実際にそのような状態の研究者が多くいることを知ってきた。そのように追い詰められると、たとえ防衛省(軍)からの資金であろうと、成果の公表ができなくなっても、せめて研究ができる状態を維持したいと望む研究者が生み出されてくる。それを私は「研究者版

経済的徴兵制」と呼んでいるのだが、そもそも日本の高等教育への予算が少ないこと、「選択と集中」という真に科学を育てる方向とは正反対の科学技術政策であること、など政府・財務省・文部科学省の施策に主たる原因がある。この問題こそ、日本学術会議が腰を据えて議論し、声明なり勧告を通じて政府に働きかけていくべき喫緊の課題だと考える。

- (c) ((ii) 防衛のための軍事研究は許容される論について) この議論は、日本国憲法第九条をどう読むか、その解釈で防衛のための戦力は許されるか、許されるとしてもどこまで許容されるのか、その歯止めはあるのか、など国防論議になって果てがなくなってしまう。私は、日本国憲法では非武装が基本原則であり、防衛のためであれ一切の武力を保持すべきではないと考えている。なぜなら、歴史上に起ったすべての武力戦争は「防衛のため」が口実として開始され、「国を守るため」として侵略戦争も合理化されてきたからだ。すべてのいかなる対立・抗争であっても交渉・話し合いで解決されるべきであり、それは可能であると考えている。

もちろん、この点については国民の間でも意見が分かれている。自衛隊は合憲か違憲か、自衛隊の有する様々な軍力は憲法が禁じている「戦力」なのか否か、という憲法解釈の問題だけではない。そもそも核時代における安全保障とは何か、国家の安全保障なのか、人間の安全保障なのか、ということがこの間の核兵器禁止条約をめぐる議論の中でも問われている。それはこれから日本が国際社会においてどのような国として存在感を示し、どのような方法で平和を構築していくのかという点に関わっている。そしてこの問題こそ、日本学術会議が人文・社会・生命・自然科学などの横断的な研究を通して国民に発信していくべき点ではないか。そういう大きな平和構築の視点が求められているときに、「自衛隊の存在が国民に認知されているから、防衛のための軍事研究も支持される」という主張は、あまりにも表層的で一面的であり、学術会議が現状追認の機関に墮してしまふことを意味する。

しかも看過し得ない点は、現在の安倍政権が「憲法九条は一切の核兵器の保有および使用を禁止しているわけではない」との答弁書を閣議決定し、また現防衛大臣は日本の核武装が必要との意見の持ち主だという点である。そういう政権のもとで、防衛のための研究を認めるということの重大性、危険性を私たちはしっかり認識すべきである。

言うまでもないが、防衛のための軍事技術だからよとするのは単純すぎる考えで、防衛技術は必ず攻撃のための軍事技術とセットになっており、それらは互いに競い合っただけでエスカレーションしていくのが常である。その結果、より危険なものに変質していくことが武器の歴史を見ればわかる。その究極は核兵器の保有（及びその使用の脅し）であり、世界で核兵器保有国が増えてきた理由もそのためである。

実際に今回採択された事例では、例えば2機の無人飛行機搭載レーダーによるターゲットを確認するための研究が始まっているが、これは無人機攻撃に即活用される技術である。現代の戦争は無人機やロボットを多用して人々を虐殺するというおぞましいものになりつつあり、その兵器開発のためにロボット技術をはじめとする日本の先端技術を米軍も注目し日米共同研究を提案してきているのである。「安全保障技術推進制度」もその流れの中で出てきていると見なければならぬ。「防衛のための軍事研究は許される」というような議論は、このような戦争現場で生じている現実を見ない空想的なものである。今回採択されたある研究者は「10年後に防衛省に悪用されたら悔いが残る。でもそれを言うと研究が進まない。15-30年後に違うものになっていたら、防衛省に違うのではないかと申し上げる」と語っている（「科学」2016年10月号）。なんとおめでたいことか、と言わざるを得ない。このような愚かな発想に導く、防衛のためには軍備は許されるとの考えがいかに浅薄なものであるかがわかるのではないだろうか。

日本学術会議として取るべき姿勢は、世界の平和と人類の幸福という学術の原点から防衛論議に加担せず、人間や社会を破壊する武力を一切有しないという理想の下に、軍事研究とはいかなる関係も持つべきではないとの立場である。日本学術会議の創立時の決意表明、およびそれを引用した1950年の声明で、「これまでわが国の科学者がとりきたった態度を強く反省し」という言葉を思い返し、今一度「重く受け取るべき」ではないか。ハリウッドでの赤狩りで聴聞会に呼ばれた劇作家のリリアン・ヘルマンは「良心を今年の流行に合わせて切断するようなことはできません」と述べた。「良心」を「学術の原点」に置き換えて、じっくり味わってみるべき言葉ではないだろうか。

(4)デュアルユース技術について

(a) (民生利用と軍事利用) 防衛省で使われているデュアルユース技術は、正確には1つの技術が軍事利用と民生利用の双方に使い得るという意味だから「軍民共用技術」と呼ぶべきであり、あるいは

民生技術を軍事開発のために転用し駆使することだから「軍民転換」とか「軍民統合」と呼ぶ方が正確である。民生技術と軍事技術は区分けできないとよく言われるが、資金源はどこであるか、その資金を提供する目的（意図）は何であるか、そして公開が完全に自由か条件付きか、で明確な区分けができる。つまり、民生技術とは、資金源は学術機関であり、社会的生産力と人々の福祉を向上させるための研究活動を指し、その成果の発表・公表の完全な自由が保証されているものである。これに対し軍事技術とは、軍あるいは軍から資金提供を受けた機関が資金源となり、国家の安全保障という名目で国防を目的とし、起こりうる戦争行為を効率的に行うための技術開発活動で、そのような技術の本来の性格から秘匿される可能性が非常に高く、さまざまな限定条件をつけて成果の発表・公開が制限されることになる。また、特定秘密保護法により防衛省に管理された研究は理由が開示されずに機密指定を受けることが起こり得ることも忘れてはならない。（なお、産学共同に基づいて産業界が資金源となっている場合、資金源としては民生研究と見做すべきであるが、その目的や公開性に関してはその限定条件を明確にした上で判断しなければならない。ところが、現状の産学共同がその進め方に関する統一的な基準を一切議論せず曖昧なまま、なし崩し的に進められており、そこに問題があることを指摘しておきたい。）

(b) (スピノン＝軍民転換) この委託研究の目的は、大学等においてなされている民生研究を、防衛装備庁における防衛装備品開発のための基礎研究という名目で軍事技術へ転換させることである。これはいわゆる「スピノン」で、まさしく「軍民転換（民から軍への転換）」と言うべきであり、軍事転用することによって、既に大学等で着手されている民生利用の可能性を狭める結果になることに注意しなければならない。従って、「デュアルユースだから、あるいは民生にも利用できるのだから用途が広がる」という発言は錯誤であることは明白だろう。スピノン＝民から軍への転換は、民生技術の利用を軍事が横取りすることによって、利用範囲が狭まるからだ。ましてや、大西会長の「防衛装備庁も使えるかもしれないが、製薬会社や化学工場での事故の際にも使える研究だということに認めた」との言い訳は、全く転倒した論なのである。



(c) (防衛省のデュアルユース)「安全保障技術研究推進研究」のパンフの説明では、デュアルユースとは防衛省としての防衛・災害・PKOの使用、開発側が自主的に民生利用することに任せるとしか想定されていない。当然とは言え、防衛省としてはもっぱら「スピンオン＝民から軍への転換」しか考慮しておらず、デュアルユースという言葉によって技術の利用範囲が広がるという幻想を持つのは間違いである。

(d) (軍事用品の民生利用)デュアルユースの宣伝には、GPSやインターネットなど元々軍事目的で開発された製品が民生利用されて多くの人々を潤わせたという実績が広く流布されている。いわゆる「スピンオフ＝軍から民への転換」で、それは事実であることを否定しない。しかし、そのような事例の多くは潤沢な軍事費が背景にあってこそ可能となったものであり、最初からそれだけの資金提供が保証されておれば純粋の民生研究においても開発できたケースもあるだろう。むしろ、いくら民生利用の可能性が指摘されても軍事からの制限によって民生開発ができなかった(あるいは開発競争に後れを取った)事例があったことを忘れてはならない(トランジスタの開発、CCDカメラの開発などが想起される)。何よりも、軍事用品は軍部がどう利用するかを決定する権限を持ち、大学等の研究者は直接関与することができない。つまり、大学等が責任を持って関与し制御できるのはスピンオン(＝民から軍への転換)であって、そもそも軍事用品のノウハウにタッチできない研究者に対して、スピンオフ(＝軍から民への転換)までもデュアルユースの利点であるかのように言い立てて研究者を誘い込もうとするのは意識的な虚偽と言うべきである。

(5) 防衛省資金が学術研究に及ぼす悪影響

(a) (大学等への直接の悪影響) 研究の発表・公開の完全な自由が保障されていないことからくる直接的な悪影響として、(1) 防衛省資金で購入された設備や研究室を当事者以外が関与できなくなり、一種の治外法権の場となり大学の自治に反する(現にアメリカの研究所では軍事研究のためにオフリミットとなっている空間がある)、(2) 研究担当者個人の教室内での研究発表が自由でなくなり、研究者間の自由な交流が阻害される、(3) 特に、研究を手伝うことが命じられる学生・院生・留学生・若手研究者などにも研究発表の自由が制限され、多くの研究者とのディスカッションによって研究の実態を学んでいく過程にある彼らにとって、その成長への大きな障害になる、(4) 研究内容を漏らしたことによる秘密漏洩罪に問われかねない事態が生じ、他の研究者や研究現場にも

研究発表についての躊躇が生じ、教室・学部・大学を委縮させる懸念が生じる、(5) その研究が人々の幸福のための真理の探究でなくなることによって醸成される研究者としての精神的墮落は、同僚や若手院生やひいては大学全体の学問への信頼を喪失させる、(6) 自分の研究内容を自由に語らない(語れない)教員は学生や市民に対して学問をする魅力そのものが語れなくなり、学生や市民との知的対話が喪失するのみならず、教員本人にとって知的退廃につながるようになる。

(b) (大学等の社会的立場への悪影響) 研究活動や研究内容が外部から見えなくなり、国民への説明責任が果たされなくなってしまう。そのことは「象牙の塔」の復活であるばかりでなく、研究が特殊な方向に誘導され、偏ったものになっていくことへの修正が効かなくなり、独善的な科学者として暴走し社会的信頼を失うことになりかねない。戦前・戦時中の医学者が行ったような極秘の人体実験や生物兵器開発などの組織的犯罪も、大学と軍との隠された関係から生じたのは確かである。自分たちの間だけで医学の発展のためとか国家を守るためと信じて疑わないまま、倫理の道筋を越えてしまったのだ。科学者は独善的になり勝ちであることを自覚して、常に周囲からの客観的な問いかけの機会を作り、集団としてのチェック機能を働かせ続けねばならない。オープンキャンパスとか研究室公開を行なっているのは、社会への説明責任を全うするとともに、研究内容を公開することによって研究の現場が独善的になっていないことを市民に示す 1 つの方法なのである。

(c) (研究者個人の意識への悪影響) いったん防衛省の公募に応じ採択されないと、次回は採択されるようより効率的な防衛装備品を考案し、次回がダメならもっと、次々回にはさらにもっともっと効率的な防衛装備を考案するというふうに、どんだんのめり込み引き返すことが困難になる。知らず知らずのうちに軍事協力という役割を果たすことが当たり前になり、それが積み重なると健全な研究意識を失っていく危険性がある。あるいは、一度防衛省資金を得ると味を占めて軍事研究に夢中になり、その資金がないと研究の継続ができなくなるという状況が生まれる(麻薬効果)。科学研究者は、一般的にある事柄に夢中になるとそれにとことん打ち込むという特性があり、軍事研究がその対象になる可能性があることに留意すべきだろう。その果てに悪魔の兵器の開発を平気で行うようになってしまうのである。

(d) (学生等への悪影響) 軍学共同の手伝いをさせられる学生等の意識への悪影響として、指導教員の指導・命令で軍事研究を行なうことから、軍事開発に動員されたという意識がないまま研究に従事するのが通常になってしまう。加えて、PD, PO等軍事関係者の研究室への出入りが多くなり、軍事研究への抵抗感がますます減退する危険性がある。その結果、学術の原点についての倫理意識や社会的意識に欠けた学生しか育たず、そんな単細胞の学生を社会に送り出すことになる(実際に、若い頃に軍事研究に使われた研究者が、そのように述懐している)。それでは、自分の研究結果の社会的責任まで自覚し、その知識を社会と共有するという倫理意識を持った次世代の人間を育てるといふ、まさに公共財としての大学の任務を放棄したことになる。

(e) (今後の研究への悪影響) 防衛省からの直接的な委託研究だけでなく、防衛省から委託を受けた企業との産学連携による共同研究を通じ、防衛省資金の迂回援助が行われ、産軍学連携へと拡大していく可能性がある。戦争中の日本においては大学が主導権を握って産軍学連携が行われたという歴史があり、まさに軍事に隷属した科学研究という状況になっていったことを忘れるべきではない。このまま防衛省資金が大掛かりになると、逆に研究者の軍事研究への拒否感が薄くなって組織的に取り込まれ、やがて米軍(DARPA)との直接接触、防衛省・米軍との共同研究、米軍への情報提供などを通じて、アメリカの軍事研究に動員されるという事態になる可能性がある。政治的に対米従属の日本なのだから、軍事開発研究には独立性を保つとは考えられず、また新「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」で日本が米軍の補完的役割を果たすことが期待されており、アメリカの産軍学複合体に取り込まれていく可能性が高い。これらは「杞憂」のように思われるかもしれないが、軍事に関わるとその巨大な軍事マネーで研究者が惹きつけられ、身動きとれなくなっていくことが否定できない。

(6) 日本学術会議が軍学共同を容認する場合の悪影響

(a) 学術研究に対する信頼度の喪失

日本学術会議が軍学共同を容認する場合として、

(i) 50年、67年の声明を覆し、防衛省との共同研究を全面的に容認する場合、

(ii) 50年、67年の声明を覆さず「堅持する」と言いつつ、「明白な軍事研究ではないと認定できる」あるいは「自衛のための防衛技術に限る」というような条件付きで、防衛省との共同研究を容認する場合、の二通りが考えられる。その場合の悪影響として、以下

のような状況が出来ることは明らかで、日本の学術の将来に重大な禍根を残すことになるだろう。

日本を代表する科学者の団体が、防衛省からの資金導入によって軍事研究に携わることを許容し、結果的に研究行為における秘密保持を公認することにより、研究内容や成果の無条件の公開・自由な交流が阻害される可能性を受け入れてしまう。その結果、大学における自由で自律して行われる学術研究や教育が阻害され、大学の自治や学問の自由が危機に瀕し、公共財としての大学の役割が果たせなくなると危惧される。それは「世界の平和と人類の福祉に貢献する」という学術の原点の放棄でもある。具体的に日本を代表する学術研究者の集団がこのような決定を下してしまうと、

(A) 政府・財界・防衛組織から、「学者は金の力で屈服させられる」と甘く見られ、今後見くびられるようになるのは確実である。

(B) 専門家として求められる政府への提言や勧告などについての重みがなくなり、今後はせいぜい御用学者的な役割か、政府や産業界のシンクタンクの役割を演じるだけになってしまう。

(C) 市民社会において、専門家としての批判・提言・助言に見識があり誠意あるものと見做されず、利害に敏な学者の戯言としてしか受け取られなくなってしまう。

つまり、学術研究は研究者が知の創造と継承を行なうという市民から負託された任務を全うすることによって成される事業であり、その重要性を認めて大学等の研究教育組織が設立され、国家資金の支援を得てきた。ところが、市民の意に反して軍事研究に携われれば、学術研究への信頼が根底から揺らぐことになり、学術研究者への社会的信頼度が著しく低下するのに留まらず、そのような学者の集団である大学への予算の削減を招く事態を招来することは明らかである。

(b) 特に、条件付き容認とした場合の懸念

(ii) の事例として、1995年に日本物理学会が決議案の修正を行ない、「明白な軍事研究である」場合のみを拒否することにして、事実上軍事研究に携わることを許容することになった。ここにある「明白な軍事研究である」ことを、誰が、どのような根拠によって判断し、どの機関がその履行措置を取るかについて曖昧さが残されたままであり、例えば「防衛省からの資金であろうと、防衛のためであって明白な軍事研究ではないから許容される」と主張して、防衛省との共同研究に従事する研究者が出現しても不思議ではない。特に、日本学術会議がこのような曖昧さを含んだ条件付きで許容すればその影響は大きく、事実上の軍事研究解禁となる恐れがある。日本学術会議は、まず資金源はどこか、その資金提供の目的は何か、完全に自由な公開か、という3条件について軍事研究を曖昧さなく定義し、

諸種の委託研究についてそれが軍事研究であるかどうかを判断することが求められ、諾否を下すことが迫られるだろう。

そのことを考えるならば、現在の情勢下において、日本学術会議は以下のようなすっきりした声明を打ち出すことが賢明であると考ええる。

(7) 日本学術会議に打ち出していきたい声明案

50年、67年の声明を堅持し、世界の平和と人類の幸福という学術研究の原点を矜持と節操を以て遵守することを誓い、軍事開発と関連する機関(*)からの資金は一切受け取らない、武器輸出に関わる研究に携わらない、民生のための研究のみに従事する、との決意を表明する。それは、戦争のない平和を創造するための先頭に

立つ日本学術会議として守るべき責務であり、積極的にこの責務を全うすることは科学者としての義務であるからだ。

(*)軍事開発と関連する機関とは、防衛省や米軍そのもの、及び防衛省や米軍が資金を提供する団体・機関を指す。

併せて、日本学術会議に対し、再度以下のような要望を出したい。

日本学術会議として、政府・財務省・文部科学省の現在の施策に疑義を唱え、日本の高等教育への投資を増やし、「選択と集中」という真に科学を育てる方向とは正反対の科学技術政策を取りやめるよう、幅広い視点から議論し、声明なり勧告を通じて政府に働きかけること。

お知らせ

●「日本パグウォッシュ会議」が軍学共同問題に取り組むことを決定

「日本パグウォッシュ会議」の11月27日の総会で、物理学者の小沼通二慶応大名誉教授らが軍事研究を巡る現在の問題点を説明。代表の鈴木達治郎・長崎大教授(原子力工学)は「当面の課題として軍事研究問題に取り組み、市民社会とも連携を深めたい」と目標を語った。今後公開シンポジウムを開催するとともに、政府や世界に向けて積極的に提言する方針を確認した。

●軍事研究の賛否を問うシール投票を各地で実施中

本連絡会共同代表の野田先生の呼びかけで「大学の軍事研究 賛成？反対？全国投票」が10月から始まっている。「国民は大学が軍事研究を行うことをどのように考えているでしょうか。このことを市民の手で調べるために全国各地で大学が軍事研究を行うことの賛否を問う街頭シール投票を行います」という趣旨で、すでに岡山市、倉敷市、さいたま市、豊島区、新宿区、横浜市、川崎市、横須賀市、大阪市、神戸市で実施。12月1日時点で、賛成176、反対802、わからない217となっている。今後、所沢市、名古屋市、岐阜市でも行う。実施希望の方は<http://daigk.exblog.jp/>へ。

●パレスチナの視点から軍事研究を考える集いが京都・神戸で

イスラエルは、パレスチナを占領し、ガザ地区の封鎖を続け、ヨルダン川西岸地区では「入植地」という名の植民地を拡大している。ガザへの空爆や地上戦を繰り返し、多くの市民を殺傷してきた。戦争犯罪を続ける国と武器を共同研究するという信じられない話が、今なぜ浮上しているのか。

私たちの「知」は、「学問」は、「研究」は、破壊と殺戮、人間の悲劇の生産に資するものであってよいのか？
 ☆講演会「イスラエルとの軍用ドローン共同研究問題を考える」12月9日(金)18時30分～21時 京都大学吉田南総合館 南棟地下共南01教室 講演:杉原浩司さん(武器輸出反対ネットワーク[NAJAT]代表) 発言:「ドローン監視下のガザで パレスチナ人の立場から」ガザ出身の日本在住パレスチナの方から 参加費:無料 主催:京都大学大学院人間・環境学研究科 岡真理研究室 問合せ: PJ21kyoto@gmail.com

☆「イスラエルとの軍用ドローン共同研究に異議あり!～武器輸出大国ニッポンでいいのか～」12月10日(土)13:30～16:30 新長田勤労市民センター別館 会議室A(JR・市営地下鉄新長田駅南側)講演:杉原浩司さん 進行:岡真理さん(京都大学教授)主催:市民社会フォーラム <http://shiminishakai.net/post/1951> 参加費:1,000円 できるだけ事前申し込みを civilesocietyforum@gmail.com

軍学共同反対連絡会

共同代表:池内 了・野田 隆三郎・西山 勝夫

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に「軍学共同反対連絡会」と明記してください。

小寺 (kodera@tachibana-u.ac.jp) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)